

(イ)小作の権利を永小作権とすること、(ロ)小作期間は定三十ヶ年とすること、(ハ)小作の権利は地主の變更あるも其の効力を持續すること、(ニ)小作料不納による小作契約の解除は必ず五ヶ年滞納を條件とすること、(ホ)小作争議に依る小作料不納は之を滞納と看做せざることを、(ヘ)耕地立入禁止の假處分を絶対に禁止すること及假執行の實行前にあらかじめ小作人を呼出し事情を聴取すること、(ト)耕地返還の場合には毛上の買取一切の耕作費用の賠償を規定すること、(チ)小作組合法の制定、(リ)小作契約消滅の場合に小作料の引上又は他の小作人に小作せしむるの目的をもつて小作人の小作契約の繼續の申出を拒絶することを得ざること、(ヌ)小作争議調停は小作人の家族の生活権を保障すべきものなることを明確にすること、(ル)小作権の譲渡は自由たること、(ヲ)小作地の賣却に際しては小作人の先賣権を認めること、(ワ)戸數割の撤廢

右説明者 松永義雄

(三) 野田争議に關し議會に於て緊急質問をなすこと

右説明者 松岡駒吉

(四) 田中反動内閣打倒に關する決議を作製すること

決議

我等は全勤勞階級の自由を暴歴し生活を蹂躪する田中反動内閣の徹底的倒潰に向つて一路邁進せんことを期す

右説明者 田萬清臣(關西本部)

(五) 緊急動議

(1) 山東出兵反對に關する件

決議

社會民衆黨昭和三年度臨時大會は不干渉主義の立場に立つて政府の對支出兵に斷乎として反對するものである。

右説明者 龜井貫一郎

(2) 我黨代議士の初登院を送るの件

右説明者 徳永正報(神奈川第二支部)

(3) 反動的暴力行爲に反對するの件

右説明者 佐々木健助(關西本部)

二、無産黨議會對策共同委員會並に我黨の院內行動

三月九日午後二時、各無産黨代表者等は芝協調會館に會合し、無産派議員を以て院内に「無産黨議員團を作ること、社會民衆黨、勞働農民黨、日本勞農黨、九州民憲黨等が共同行動を目的とする」「無産黨議會對策共同委員會を作ること」を申合せた。共同委員會はその決定事項につき無産黨議員團を統制する権限を有するものであつて、各黨代表三名を以て組織し、各黨議員はこれに出席し發言することを得るものとした。我黨よりは鈴木、西尾、龜井の三代議士及び片山書記長、赤松、小池の中央執行委員が毎回これに出席した。安部執行委員長が突然の病氣のため普選第一議會に出席し得なかつたことは、我黨のみならず、全無産大衆の最も遺憾とする所であつた。

議會行動の重要なしものに就いて述べれば

(1)、議長副議長選舉問題

四月二十日議長副議長の選舉が行はれたが、これに關して共同委員會に於いて我黨と他黨との意見の不一致を來たし、不一致のまゝ議會に臨んだ結果、我黨は議長副議長を政友會に渡すことが全體の議會狀勢に不利なる影響を及ぼす點を大局より考慮し、決選投票に於いて議長を民政黨の藤澤巖之輔氏に副議長を清瀬一郎氏に投票した。之に反して日勞、民憲、舊勞農の四代議士は議長選舉に棄權し副議長選